

鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第18号

鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年鴨川市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第8行政職給料表昇格時号給対応表中

「

59	26
----	----

」を「

59	25
----	----

」に、

「

61	27
62	27
63	28
64	28
65	29
66	29
67	30
68	30
69	31
70	31
71	32
72	32
73	33
74	33
75	34
76	34
77	35
78	35
79	36
80	36
81	37
82	37
83	38
84	38
85	39
86	39

」を「

61	26
62	26
63	27
64	27
65	27
66	28
67	28
68	28
69	29
70	29
71	30
72	30
73	31
74	31
75	32
76	32
77	33
78	33
79	34
80	34
81	35
82	35
83	36
84	36
85	37
86	37

」に

87	40
88	40
89	41
90	41
91	42
92	42
93	43

87	38
88	38
89	39
90	39
91	40
92	40
93	41

改める。

別表第8 教育職給料表昇格時号給対応表中

62	46
63	47
64	48
65	49
66	49
67	50
68	50
69	51
70	51
71	52
72	52
73	53
74	53
75	54
76	54
77	55
78	55
79	56

62	45
63	46
64	46
65	47
66	47
67	48
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	54
79	55

を

に、

100	66
-----	----

100	65
-----	----

を

に、

103	67
104	67

103	66
104	66

を

に、

106	68
107	68

106	67
107	67

108	68
109	69
110	69
111	69
112	69

を

108	67
109	68
110	68
111	68
112	68

に、

「

118	70
119	70
120	70
121	70

を

「

118	69
119	69
120	69
121	69

に、

「

127	71
128	71
129	71
130	71

を

「

127	70
128	70
129	70
130	70

に

改める。

別表第8 医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

「

66	38
67	39
68	40
69	41
70	41
71	41
72	42
73	42
74	42
75	43
76	43

を

66	37
67	38
68	38
69	39
70	39
71	40
72	40
73	41
74	41
75	42
76	42

に、

「

78	44
----	----

を

「

78	43
----	----

に

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基

準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 4 鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和5年鴨川市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第8行政職給料表昇格時号給対応表の改正規定中

「

27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36

を

「

26
27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34

に改める。

37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

」

35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

」